

平成 17 年 12 月 28 日

法務省民事局参事官室 御中

全国銀行協会

「会社法施行規則案」等に対するコメントについて

今般、当協会では、去る 11 月 29 日に公表された「会社法施行規則案」等に関する意見募集に対するコメントを下記のとおり取りまとめましたので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 分配可能額計算に係る持分法損益の取扱い(株式会社の計算に関する法務省令案第 112 条第 4 号関係)

持分法投資損失を分配可能額から控除する取扱いを定めることは、会社法要綱や会社法にも記載がなく唐突であり、規制の導入にあたり趣旨説明も十分になされていない。

以下のとおり 子会社および関連会社への出資に関し、ネット含み損のみについて連結ベースの配当規制対象としていること、のれんおよび繰延資産に対する配当規制との整合性を欠いていること、から持分法投資損失を分配可能額から控除することに反対する。

仮に本規制を導入する場合には、子会社および関連会社の取得後剰余金を対象とすることが適当と考えられるが、省令案ではその他の点も含め控除額の具体的な算出方法が不明であり、これについて明らかにすべきである。

(1) 持分法損益の取扱いの合理性について

標記取扱いは、子会社および関連会社への出資に対する貸借対照表計上額が、個別財務諸表作成の過程で一般に公正妥当と認められる会計基準にしたがって評価された結果であり、適正な帳簿価額であるにもかかわらず、その潜在的な含み損を計算し配当制限をかけようとするものである。こうした取扱いは連結会計的な観点にもとづくものと推測されるが、子会社および関連会社への出資について、ネット含み損益がマイナスとなった場合

のみが規制の対象とされており、まずその合理的な根拠を示すべきである。

従前から、配当制限は連結ベースで適用すべきとの意見も一部に存在しており、今般の取扱いはこうした意見を踏まえたものと考えられるが、ネット「投資損失」のみを勘案し、ネット「投資利益」は勘案しないという点において、首尾一貫した取扱いとなっていない。

公正妥当な会計基準にしたがって適正な償却・引当処理を行っている場合に、さらにかかる連結会計的な配当規制を設けること自体、必要か否か疑問なしとしないだけでなく、会社法要綱や会社法にも記載のないこのような重大な配当規制を省令レベルで設定することについては、唐突であると考えられる。

(2) 他の配当制限方法との整合性について

のれんおよび繰延資産に係る配当制限については、これらの資産はいずれ損益計算を経て分配可能額に配賦される性質のものであること、金額的にも多額になる可能性があることに着目した配当制限とされている。

一方、子会社・関連会社への出資に関する「投資損失」については、将来において当該子会社等の財務状態がさらに悪化する場合に、減損処理損等を通じて分配可能額が減少する可能性はあるものの、当該子会社等の財務状態が回復すれば分配可能額は減少しない可能性があるにもかかわらず、のれんおよび繰延資産よりも厳格な配当制限方法が課されている。

このため、いずれの規制も分配可能利益が減少する可能性に着目した保守的な対応でありながら、必ずしも整合的な方法となっていないと考える。

(3) 計算上の技術的問題点について

仮に本規制を導入するのであれば、法務省令案第 112 条第 4 項の「投資損益」が、子会社・関連会社における当該事業年度の損益の持分を指しているのか、あるいは、親会社が投資を行ってからの累計の剰余金の持分を指しているのかという点を明確にすべきである。

子会社・関連会社が過年度において十分な剰余金を蓄積しているケースにおいて、今年度に計上した損失が少額だった場合、「投資損益」が前者を指すものとする、子会社・関連会社への投資が実質的に毀損していないにもかかわらず、親会社の分配可能額から控除しなければならないという不合理が生じる。このような解釈上の疑義が生じないように条文規定の整理をすべきである。

上記において「投資損益」を累計投資損失と捉えた場合、「投資損益」は、単体投資簿価と持分法簿価の差額のうち、投資会社の取得後利益剰余金(A)に相当する部分として算定されるものと思われるが、その定義を

明確にしておくことが必須と考える（次ページの参考図ご参照）。

少なくとも、以下の項目についての取扱いが明確にならない限り、本件に係る配当制限額を正確に計算することは困難であり、これについて具体的な取扱いを明示するべきである。

a．評価・換算差額等

子会社等が保有する有価証券に係る含み損益や円貨換算差額等については、「投資損益」に含まれるか否か。また、その理由は何か。

b．のれん（連結調整勘定に相当するもの）

未償却のれんについては、「投資損益」に含まれるか否か。また、その理由は何か。

未償却のれんを全額「投資損失」として取り扱うという考え方も想定されるが、単体投資簿価に含まれるのれん相当額については、投資会社の超過収益力見合いであり、その資産性を一切認めず当該残高を「投資損失」に含めることは適切でないと考える。のれん相当額は期間償却又は減損を通じて会計上損失認識されるので、そのスケジュールにしたがって「投資損失」に含める扱いが妥当と考える。

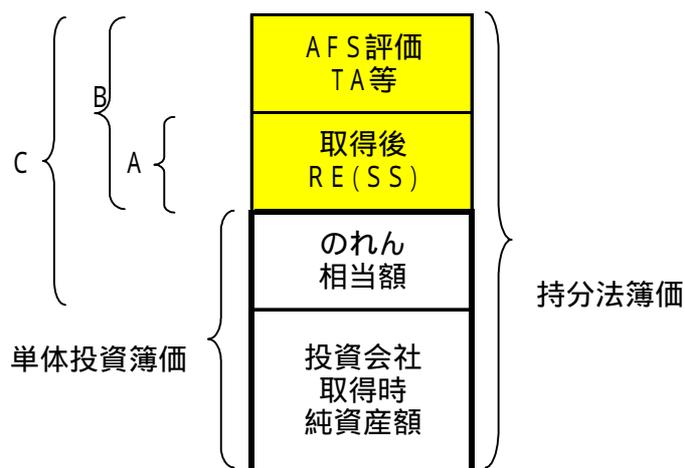
なお、償却済のれんについても、償却年数の長短により「投資損益」の金額に差異が生じるが、その差異を調整するか否かも併せて示すべきである。

c．合併等に伴って実施した子会社および関連会社への出資に係る含み損処理

会社の合併等に伴って実施した当該会社の子会社・関連会社への出資に係る含み損処理額を、「投資損益」を計算する際に勘案すべきか否か。また、その理由は何か。

当該含み損処理は、親会社の個別財務諸表における損益取引ではなく合併等により資本取引の一環として処理されたものではあるが、当該会社の投資簿価はこの処理により減額されるため、当該会社においてこれに相当する損失額は以後発生しない。したがって、実質的に子会社および関連会社への出資に係る「投資損失」は処理済であり、分配可能額の算出にあたり改めて「投資損失」には含まないこととすべきである。

(参考) 投資損益の種類



便宜上、持分法簿価の構成はすべて正として表示

親会社の子会社・関連会社の当該事業年度における財政状態及び経営成績の悪化を踏まえて子会社・関連会社株式に投資損失引当金を計上した場合や当該株式を減損した場合などについては、本省令案を額面どおり適用すると親会社の個別財務諸表上で損益計算書を通して剰余金の減少として分配可能額から控除され、かつ、子会社・関連会社の計上した損失が投資損失として分配可能額から控除されるという、同一の事象に係る「二重控除」の問題が生じうる。かかる「二重控除」が生じないよう条文上明確化すべきである。

2. 株主総会の集中日（株主総会等に関する法務省令案第3条第1号イ、口関係）

- (1) 以下の観点から株主総会招集決定事項に、「(いわゆる)集中日を選択した場合または前回日程と著しく離れた日とする場合はその理由」を規定する趣旨を明らかにすべきである。

総会開催日の決定は法定の範囲内で各企業の裁量に任されている。また、企業は、決算および監査の作業、招集手続きに法令違反が起ころぬよう慎重に作業を進める必要があり、それに要する時間を勘案した場合、どうしても(いわゆる)集中日近辺に開催日を設定せざるを得なくなる場合がある。「開催日と同一の日に定時株主総会を開催する他の株式会社が著しく多いこと」を特別に切り出し、その理由を総会招集決定事項とすることについては、合理的な規定理由が見出し難い。

- (2) 「著しく離れた日」とはどのような日を指すのか、「著しく多いこと」とはどの程度多いことを指すのか、当該日については「いわゆる毎

年話題になる総会集中日」と仄聞しているが、かかる日は年に1日だけ存在するという趣旨であるのか、実務上の混乱を回避する観点からも明示すべきである。

3. 「市場価格」の決定方法（会社法施行規則案第48条関係）

「市場価格」の決定方法については、取引所取引との整合性（取引所取引では、終値取引という制度は存在するが、案に定めるような価格決定方法とする制度は存しない）、会社と株主の関係において常に一方が有利（案に定める方法の場合、株主は前週の相場と請求日の相場を見て請求が可能）とならないように留意すべきである。

価格決定の公正性・客観性・明確性という観点から、現行通りの「終値」という方法（その日に終値のない場合は、権利処理の安定性の観点から発行会社の定めにより直近の終値）とすべきである。

4. 社債の発行手続等（会社法施行規則案第62条、第108条、第109条、第112条関係）

(1) 会社法施行規則案第62条第1号および第2号関係

本条第1号の括弧書きの「当該期間」について、最長どの程度までの期間が取締役会の決定として有効と認められるのか、施行規則にて明確にしていきたい。

本条第1号の括弧書きにしたがって、「当該種類の募集社債の総額の合計額」等を決定した場合、「募集社債の総額」（会社法第676条第1号）の決定については、取締役委任することが可能と考えてよいか。

二以上の種類の募集社債の募集をするため、「本条第1号（括弧書き）」と「本条第2号」の決定を行った場合、

a. 結果として、一種類の社債のみを募集することが、本条第1号（括弧書き）との関係で認められるか（なお、単発の社債募集を予定しているが、具体的な金額は取締役に委任しようとしている場合、当初から同一種類の募集社債を複数回募集することを意図している場合はどうか）。

b. 結果として、募集した募集社債の総額の合算が、取締役会で決定した募集社債の総額の合計額を下回ることは、本条第2号によって認められると考えてよいか。

商事法務 No.1751(15頁)によると、同一種類の募集社債を一定期間内に複数回に分けて募集することを包括的に取締役会で決定する場合、「本

条第 1 号（募集社債の総額）」と「本条第 2 号」の決定を行うことを予定しているようであるが、こうした決定をした場合、

- a . 取締役委任する期間（本条第 1 号括弧書き）の決定は任意（行っても行わなくてもよい）と考えてよいか。
- b . 「募集社債の総額」は（本条第 1 号括弧書きの場合を除いて）委任できないため、「募集社債の総額の一部について（取締役が）決定しないことができる」との決定（本条第 2 号）もできないと考えてよいか。（取締役は、「募集社債の総額」全額について、募集する義務を負う（募集後、打ち切ることはありうる））
- c . 当該取締役会決議に基づいて、「募集社債の総額」の一部を取締役が決定する場合、取締役が決定する「当該一部の金額」は、会社法第 676 条又は施行規則案第 105 条各号記載のいずれの事項と考えればよいか。
- d . 仮に上記 c . にて「募集社債の総額」の一部を取締役が決定できるとした場合、「当該一部の金額」について、会社法第 676 条第 11 号の定めはできないと考えてよいか。（例えば、取締役会が「募集社債の総額」を 300 億円と決定して、100 億円を 3 回に分けて募集する場合、会社法第 676 条第 11 号の定めをすると、3 回目の募集社債について満額の割当がなされないと、1・2 回目の募集社債は不成立となると考えてよいか）

(2) 会社法施行規則案第 62 条 4 号関係

会社法第 676 条第 9 号の「各募集社債の払込金額」とは、商法第 301 条第 8 号の「社債発行の価額」（例えば、券面額 100 円つき発行価額 98 円）と同じ概念と考えてよいか。

本条第 4 号の「募集社債の払込金額の総額」は、「募集社債の総額」（本条第 1 号括弧書きの決定をした場合は「募集社債の総額の合計額」）に対応した金額と考えてよいか。（例えば、募集社債の総額が 100 億円の場合、98 億円）。

いわゆるシリーズ発行（本条第 1 号括弧書き、本条第 2 号）の場合、取締役は、本条第 2 号の決定にかかわらず、（募集社債の払込金額の総額の）最低金額に達するまでは募集を行わなければならないのか。（例えば、取締役会で「募集社債の総額の合計額」を 500 億円、「募集社債の払込金額の総額の最低金額」を 400 億円と決定した場合、結果的に、取締役が募集した金額の合計が 300 億円に留まった場合、実際の払込金額は、当該「最低金額」を下回ることになり、取締役会の決定の内容に反することになるのか。）

上記の場合、本条第4号の最低金額に達する金額について募集を行ったが、打切発行であった(会社法第676条第11号の定めをしていない)ため、払込金額の合計額が当該最低金額に達しなかったが、社債は成立する場合、取締役会の決定の内容に反することになるのか。

いわゆるシリーズ発行(本条第1号括弧書き、本条第2号)の場合、全体として本条第4号の最低金額に達しているが、種類の定め方によって、本条第3号に適合しつつ、個々の社債において高利回り債が募集されても(本条第3号第4号の趣旨に反しても)問題ないか。(例えば、上記の場合に、取締役会の決定に基づいて5回の募集を行い、4回の募集については、各募集社債の払込金額を100円につき95円とし、1回の募集については、同払込金額を100円につき20円とすることが可能か)

(3) 会社法施行規則案第106条第2号関係

社債原簿管理人を定めたときの「その氏名又は名称及び住所」について、第106条第2号の通知事項にあるが、第105条の募集時の決定事項にはない。したがって、第105条にもとづく募集時の決定の際に都度定める必要はなく、別のタイミング(例えば、予め包括的に決定しておく)に決定しておくことも可能であると考えてよいか。

社債原簿管理人を定めた(振替)社債を流通市場で取得した者が、社債原簿の閲覧をする場合、社債原簿管理人が誰であるかについては、社債発行会社に確認するか、譲渡人を辿って当初の社債権者に確認する必要があると考えてよいか。

(4) 会社法施行規則案第108条第8号関係

社債管理者設置債については、社債管理委託契約の内容が種類を特定する事項(施行規則案第108条第8号)とされているため、社債の権利内容が異なる社債が、同一の種類の社債となることはない。一方で、社債管理者不設置債(会社法第702条但書)については、社債の権利内容が異なる社債であっても、同条各号に定める事項が同じであれば、同じ種類の社債であるとされる。

この結果、会社法第715条の規定にもとづき、同一種類の社債として社債権者集会が行われることとなるが、各社債の権利内容が異なることから、社債権者集会が開催されても社債権者間の調整がつかず、決議が困難となる事態に至る可能性が懸念される。

したがって、社債の権利内容を規定する事項を、種類を特定する事項に加えるべきではないか。

担保付社債信託法第28条の規定により、担保付社債の社債原簿には会

社法第 681 条各号に掲げる事項を記載する旨定められているが、担保付社債については、種類の概念はないと考えてよいか（会社法第 681 条第 1 号における「種類」の概念は、担保付社債信託法第 28 条には適用されないと考えてよいか）。また、仮に、担保付社債信託法上、種類の概念があるとすれば、信託証書の内容（担保の種類や財務上の特約等）が異なる社債は、異なる種類の社債として取り扱う必要があるため、担保付社債信託法においても、本条第 8 項と同様の手当てを願いたい。

(5) 会社法施行規則案第 109 条関係

「社債を発行した日以後遅滞なく、」作成される社債原簿について、別の新規募集の社債と同一種類（銘柄統合）となった場合、これらの社債の社債原簿は、ともに社債発行会社又は同一の社債原簿管理人によって備置されることとなると思われる。この場合、会社法第 681 条第 2 号の「種類毎の社債の総額」は、銘柄統合によって記載を変更する必要があるが、「銘柄統合前の社債の総額」や募集時の「募集社債の総額」を社債原簿に記載する必要はないと考えてよいか。

(6) 会社法施行規則案第 112 条関係

商事法務 No.1751(20 頁)では、「…銘柄統合にも対応することとする予定である。すなわち、『募集社債』ではなく、『社債』の総額を各社債の金額の最低額で除した数が…」とあるが、会社法第 715 条のような明文の定めがないにもかかわらず、こういった根拠で「社債」は「種類」毎に一つの単位として取扱うと解することができるのか。なお、会社法第 681 条第 2 号では、「種類ごとの社債の総額」と記載されていることから、「社債」が「種類」単位として一貫した記載がされているわけでもないとも思われる。

5. 連結の範囲（株式会社の計算に係る法務省令案第 36 条関係）

「連結の範囲に含めることにより当該株式会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる子会社」としてどのようなものが該当するのかが曖昧であるため、どのようなケースが本件に該当するのか事例等を何らかの形で示すべきである。

6. 18 年度の随時配当（株式会社の計算に関する法務省令案第 6 編剰余金関係）

(1) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以降「整備法」）」第 100 条では「利益の配当に関する経過措置」として「直前決算期以前の決算期に係る剰余金の配当については、なお従前の例による。」と定めている。

ここで、「従前の例による」ものとしては、期末配当がこれに該当すると考えられるため、会社法第 454 条第 1 項により可能となった期中の随時配当については、18 年度中においても、「整備法」第 100 条の定めに関わらず、会社法施行日以降は実施可能となるという理解で良いか確認したい。

- (2) 18 年度の随時配当の実施が可能である場合、18 年度（3 月決算企業を前提）に随時配当を行う場合の財源規制の考え方を確認したい。

「整備法」第 100 条では「利益の配当に関する経過措置」として「直前決算期以前の決算期に係る剰余金の配当については、なお従前の例による。」と定めている一方で、会社法では、第 454 条第 1 項により、期中の随時配当が可能となり、また会社法第 446 条で剰余金の計算方法が定められ、第 461 条第 2 項でそれに基づく分配可能額の計算方法が定められている。

こうした法規制の中で 18 年度中に随時配当を実施する場合の財源規制については、

「整備法」第 99 条に準拠した商法に基づく 18/3 期の決算を基に「整備法」第 100 条の定めに従い、商法上の配当可能利益による財源規制に従い随時配当を行う、

18/3 期の決算は と同様に「整備法」第 99 条により、商法にもとづき行うが、随時配当については会社法により整備された新しい概念であるため、会社法（第 446 条、第 461 条）の方法により剰余金、分配可能額を再計算し随時配当を行う、という 2 方法のどちらが求められているのかを確認したい。

また、 の方法が求められている場合には、配当手続をすべて商法の考え方に準拠して行うが、その際、第 461 条第 2 項第 2 号にある臨時決算により計上した利益の算入の可否についても確認したい。

7. 取締役の職務執行に係る体制（株式会社の業務の適正を確保する体制に関する法務省令案第 5 条関係）

株式会社の業務の適正を確保する体制に関する法務省令案第 5 条で規定されているのは、会社法第 362 条第 4 項第 6 号後段に定める「その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」であって、会社法第 362 条第 4 項第 6 号前段に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」は、本省令案第 5 条により規定されるものではなく、会社法の解釈に委ねられていることを確認したい。

8. 実質子会社の親会社株式の処分（株式会社の計算に関する法務省令案第 72 条第 6 号）

貸借対照表の注記として記載することとなる親会社株式を資産に計上するのは、会社法第 135 条第 2 項および第 800 条に規定されるような場合で、かつ相当の期間内に処分するまでにのみ認められるとの認識でよい。

また、現行実質支配基準により証取法上の子会社に該当し親会社の株式を保有している場合、会社法施行後は親会社株式を保有できず、施行前に処分する必要があるのかについても確認したい。

9. 分配可能額計算に関する確認事項（計算に関する法務省令案第 112 条関係）

分配可能額の算定において、帳簿価額として事業年度末日における時価を付したこと（例えば、売買目的有価証券やデリバティブ等にかかる期末時価評価）に伴う剰余金の増加または減少は、そのまま分配可能額（の増加または減少）を構成するものと思われるが、かかる理解で相違ないか。

会社法第 461 条第 2 項、計算省令案第 112 条の各規定および同省令案に現行商法施行規則第 124 条第 3 号に相当する規定が存在しないこと等を考え合わせ、上記のとおり理解でよいと確認したい。

10. その他

(1) 会社法施行規則案第 3 条関係

「子会社」には法人格を有しない組合等も含まれるとされているが、プライベートエクイティファンドへの出資として活用している匿名組合、投資事業組合（有限責任組合員）の場合には、「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」にはあらず、当該出資先は「子会社」には該当しないと考えるべきか。

また、仮に「子会社」に該当するとした場合には、組合に対する投資については投資者側の単体決算にて持分法的処理を実施することが通常であるため（金融商品会計に関する実務指針第 132 項、第 308 項等）上記 1 .

(3) と同様に「二重控除」が生じないように条文上明確にすべきである。

(2) 会社法施行規則案第 79 条関係

監査法人を会計監査人としている場合、第 3 号については、個別の関与社員の就任年数ではなく、当該監査法人が会社の会計監査人に任用されてからの年数を記載する趣旨であると考えてよい。

以 上